

「財産収支状況書」の記載例

猶予を受けようとする金額が **100万円以下の場合**に、「徴収・換価猶予（期間延長）申請書」に添付して提出する必要があります。

- 運転資金：おおむね1ヶ月以内の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックを付けます。
- 生活費：個人である場合で、おおむね1ヶ月以内に支出する生活費に充てる必要があるときにチェックを付けます。
- その他：チェックを付けるときは、その事情を具体的に記載します。

別記第3号様式

財産収支状況書

平成28年7月25日

1 住所・氏名等

住所所在地	札幌市西区八軒5条東5丁目1-38	氏名称	北海道雄
-------	-------------------	-----	------

申請書を提出する日を記載してください。

2 現在納付（納入）可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付（納入）可能金額	納付（納入）に
現金		180,000円	180,000円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
〇〇銀行△△支店	普通	70,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
××信用金庫△△支店	当座	100,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
現在納付（納入）可能資金額			180,000円	

「現在納付（納入）可能資金額」欄の金額は、直ちに納付（納入）に充てることのできる金額ですので、速やかに納付（納入）してください。

「徴収・換価猶予（期間延長）申請書」の「納付（納入）内訳」欄に転記してください。

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）

区	分	見込金額
収入	売上、給与、報酬	1,520,000円
	その他（ ）	円
① 収入合計		1,520,000円
支出	仕入	820,000円
	給与、役員給与	420,000円
	家賃等	10,000円
	諸経費	100,000円
	借入返済	95,000円
② 支出合計		1,445,000円
③ 納付（納入）可能基準額（① - ②）		75,000円

4 分割納付（納入）計画

月	分割納付（納入）金額	備考
7月	75,000円	
8月	75,000円	
9月	75,000円	
10月	75,000円	
11月	75,000円	
12月	75,000円	
月	+延滞金	円
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
【備考】		

「分割納付（納入）金額」欄は「③納付（納入）可能基準額（①-②）」欄に記載した金額を記載します。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額から増減した金額を納付（納入）するときは、その金額を記載し、「備考」欄にその理由を記載してください。

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称	住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
〇〇株式会社	〇〇市△△町××丁目	50,000円	28.11.1	売掛金	振込み

「2 現在納付（納入）可能資金額」欄に記載した財産は、この欄に記載する必要はありません。

(2) その他の財産の状況

不動産等	土地・建物（札幌市西区八軒5条東5丁目1-38）	国債・株式等	なし
車両	札幌35ま1234	その他（保険等）	〇〇生命保険

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了（支払）年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇銀行△△支店	8,600,000円	95,000円	平成32年3月	可 <input checked="" type="checkbox"/>	

「生活費」欄の記載

次のいずれかの方法で計算した金額を記載します。

- 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。この場合は、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を「【備考】」欄に具体的に記載すること。
- 納税者（又は特別徴収義務者）及び生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者（又は特別徴収義務者）本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③給与などの手取り額から①と②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない額）の合計額。この場合で、医療費の支払など、計算した額に加算又減算するものがある場合は、その理由を「【備考】」欄に具体的に記載すること。